

# 駐車監視員活動ガイドライン

(平成20年9月1日見直し)

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。(反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。)  
本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

## 活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

### 最重点路線

路線(区間)	重点時間帯
平和通り(甲府駅前～相生歩道橋交差点の間)	終日

## 重点路線

重点路線(区間)	重点時間帯
紅梅通り(市役所前交差点～NTT甲府北交差点の間)	終日
紅梅北通り(県民会館前交差点～桜町通りとの交差点)	終日
錦通り(南北)(中央一丁目西村ビル～大富士ビル)	終日
錦通り(東西)(裁判所東T字路交差点～かすがモール)	終日
甲府駅北口沿線通り(仮称)(朝日町ガード北～山梨文化会館前交差点)	7時～22時

### 最重点地域

地域	重点時間帯
甲府駅周辺(北口及び南口ロータリー)	終日
岡島デパート南側飲食店街及びその周辺	終日

## 重点地域

### 重点地域

地域	重点時間帯
武田通り及びその周辺	15時～夜間
朝日町通り商店街及びその周辺	9時～19時
甲府市丸の内地区及びその周辺	7時～22時
甲府市中央1丁目、4丁目及びその周辺	7時～22時
山梨県民文化ホール周辺	催事開催日

### ◎ 放置違反金額(反則金と同額)

(単位:円)

放置駐車違反の態様	大型	普通	二輪/原付
駐停車禁止場所などに駐車	25,000	18,000	10,000
駐車禁止場所などに駐車	21,000	15,000	9,000
時間制限駐車区間での時間超過などの駐車	12,000	10,000	6,000

※「大型」 大型自動車、大型特殊自動車、重被牽引車

※「普通」 普通自動車 ※「二輪」 大型自動二輪車、普通自動二輪車

※「原付」 原動機付自転車、小型特殊自動車

